

国立大学法人弘前大学
目標達成のための各年度の数値目標等と措置

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

【01】 地元自治体や産業界、高等教育機関等と連携し、大学の専門的かつ幅広い人材と知的資源を活用して、地域課題の解決に資する人材の養成や、地域定着に資する取組を展開する。また、履修証明プログラムや公開講座・ワークショップなど、地域のニーズを反映した実践的なリカレント教育等を展開し、地域の担い手となる人材養成にも取り組む。

評価指標	①地域の人材養成・定着に資するプロジェクトの件数を令和3年度より30%以上増加させる。(第4期中期目標期間最終年度)
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○プロジェクト件数5%以上増加(26件以上実施) ○青森創生人財育成・定着推進協議会、産官学情報交換会の開催(事業の計画・実施状況報告、改善、課題共有)
令和5 (2023)	○プロジェクト件数10%以上増加(27件以上実施) ○青森創生人財育成・定着推進協議会、産官学情報交換会の開催(事業の計画・実施状況報告、改善、課題共有)
令和6 (2024)	○プロジェクト件数15%以上増加(28件以上実施) ○青森創生人財育成・定着推進協議会、産官学情報交換会の開催(事業の計画・実施状況報告、改善、課題共有)
令和7 (2025)	○プロジェクト件数20%以上増加(29件以上実施) ○あおもり人材育成・県内定着促進協議会への参画(事業の企画立案・実施の検討、課題・改善事項等共有)
令和8 (2026)	○プロジェクト件数25%以上増加(30件以上実施) ○あおもり人材育成・県内定着促進協議会への参画(事業の企画立案・実施の検討、課題・改善事項等共有)
令和9 (2027)	○プロジェクト件数30%以上増加(32件以上実施) ○あおもり人材育成・県内定着促進協議会への参画(事業の企画立案・実施の検討、課題・改善事項等共有)

評価指標	②全ての学部において令和4年度から社会人向けの履修証明プログラムを開発し、第4期中期目標期間終了までに実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○履修証明プログラムの開発・開設(1学部以上)[進捗率20%以上]
令和5	○履修証明プログラムの開発・開設(1学部以上)[進捗率40%以上]

(2023)	
令和 6 (2024)	○履修証明プログラムの開発・開設（1学部以上）[進捗率60%以上]
令和 7 (2025)	○履修証明プログラムの開発・開設（1学部以上）[進捗率80%]
令和 8 (2026)	○履修証明プログラムの開発・開設（1学部以上）[進捗率100%（中期計画達成予定）] ○開講済み履修証明プログラムを検証
令和 9 (2027)	○全ての履修証明プログラム内容を第5期中期目標期間に向けて見直し

評価指標	③公開講座・ワークショップの実施件数を令和2年度の2倍以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○公開講座・ワークショップ 60件以上 ○各部局における企画立案・実施
令和 5 (2023)	○公開講座・ワークショップ 68件以上 ○各部局における企画立案・実施
令和 6 (2024)	○公開講座・ワークショップ 76件以上 ○各部局における企画立案・実施
令和 7 (2025)	○公開講座・ワークショップ 86件以上 ○各部局における企画立案・実施
令和 8 (2026)	○公開講座・ワークショップ 94件以上 ○各部局における企画立案・実施
令和 9 (2027)	○公開講座・ワークショップ 104件以上 ○各部局における企画立案・実施

- 【02】 複雑化する地域課題の解決やイノベーション創出を大学・自治体・産業界が一体となって実現していくため、地域連携プラットフォームなどの新たな枠組みの構築も視野に入れ、地域連携体制の一層の拡大・充実を図る。また、青森県内市町村との包括連携協定数の更なる拡充を図るとともに、新商品等の開発やブランド化に向けて自治体や企業等との共同研究等を推進し、産業の振興や活性化に貢献する。

評価指標	<p>①地域の企業等における新商品等の開発やブランド化の促進につながるような仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森サテライトを令和5年度までに開設する。 ・研究支援業務を組織的に行う「学術研究支援室」を設置し、令和7年度までに学術研究支援の仕組みを構築する。 ・県内自治体との包括連携協定数を令和3年度末時点から1.5倍以上にする。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>る。(第4期中期目標期間最終年度)</p> <p>・「弘前大学共同研究トライアルファンド」の採択件数を年平均5件以上とする。(第4期中期目標期間最終年度)</p>
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	<p>○青森サテライト設置に向けた青森市との調整、及び設置計画の学内意思決定</p> <p>○包括連携協定数を1.13倍(年度中に2件締結)</p> <p>○次年度以降の締結に向けた調整、締結済自治体との連携事業の実施(令和5年度以降も実施)</p> <p>○「弘前大学共同研究トライアルファンド」を公募し、5件程度採択する。《総計5件→年平均5件》</p>
令和5 (2023)	<p>○包括連携協定数を1.27倍(年度中に2件締結)</p> <p>○次年度以降の締結に向けた調整、締結済自治体との連携事業の実施</p> <p>○「弘前大学共同研究トライアルファンド」を公募し、5件程度採択する。《総計10件→年平均5件》</p>
令和6 (2024)	<p>○包括連携協定数を1.33倍(年度中に1件締結)</p> <p>○次年度以降の締結に向けた調整、締結済自治体との連携事業の実施</p> <p>○「弘前大学共同研究トライアルファンド」を公募し、5件程度採択する。《総計15件→年平均5件》</p>
令和7 (2025)	<p>○包括連携協定数を1.40倍(年度中に1件締結)</p> <p>○次年度以降の締結に向けた調整、締結済自治体との連携事業の実施</p> <p>○「弘前大学共同研究トライアルファンド」を公募し、5件程度採択する。《総計20件→年平均5件》</p>
令和8 (2026)	<p>○包括連携協定数を1.47倍(年度中に1件締結)</p> <p>○次年度以降の締結に向けた調整、締結済自治体との連携事業の実施</p> <p>○「弘前大学共同研究トライアルファンド」を公募し、5件程度採択する。《総計25件→年平均5件》</p>
令和9 (2027)	<p>○包括連携協定数を1.53倍(年度中に1件締結)</p> <p>○次年度以降の締結に向けた調整、締結済自治体との連携事業の実施</p> <p>○「弘前大学共同研究トライアルファンド」を公募し、5件程度採択する。《総計30件→年平均5件》</p>

【03】 弘前大学COI (Center of Innovation) 事業のもとで進めてきたQOL (Quality of Life) 健診(*)を国内外で普及させるとともに、地域・職域・学校等のコミュニティでの健康教育を進め、健康教養の向上を図る。

*QOL健診とは、地域や企業等で、検査項目をメタボ、ロコモ、口腔保健、うつ病・認知症の4つの領域に絞り込み、健診即日に2時間で健診実施・結果通知・健康教育までを一気通貫で完結させるコンパクト型のプログラムパッケージのこと。「健康教育」に機軸を置くことにより、受診者の行動変容やヘルスリテラシー向上を目指した新しい健診

評価指標	①COI事業で開発されたQOL健診にデジタルデバイスを組み入れ、遠隔・非侵
------	---------------------------------------

	襲の技術を活用することで、QOL健診をDX化する仕組みを構築し、令和5年度までにQOL健診の検証（がんなどに対するヘルスリテラシーの獲得、医療費削減など）を行い、令和7年度までにデジタル機器を活用したDX-QOL健診の開発及び検証を行う。また、令和9年度までには日本、東南アジアでDX-QOL健診を50か所で実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○QOL健診のDX化における検討、QOL健診9か所以上実施《累計9か所》
令和5 (2023)	○QOL健診のDX化における検証、QOL健診9か所以上実施《累計18か所》
令和6 (2024)	○DX-QOL健診の開発、QOL健診9か所以上実施《累計27か所》
令和7 (2025)	○DX-QOL健診の開発・検証、9か所以上実施《累計36か所》
令和8 (2026)	○DX-QOL健診の実施、9か所以上実施《累計45か所》
令和9 (2027)	○DX-QOL健診の実施、9か所以上実施《累計54か所》

2 教育に関する目標を達成するための措置

【04】 各学部の専門性に加え、数理・データサイエンスの素養を身に付けた人材を育成する。また、自ら課題を設定し探求する地域課題解決型教育を実施し、幅広い教養を身に付けた人材を養成する。

評価指標	①分野を超えて、オープンデータを活用した数理・データサイエンス教育科目を学年進行（令和4年度にリテラシーレベル科目を1年次必修の教養教育科目として導入、令和5年度から応用基礎レベル科目を2年次に開設、令和6～7年度から専門教育に接続）で開設する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○数理・データサイエンス教育を推進するため、数理・データサイエンス教育センターを設置 ○教養教育においてリテラシーレベルの「データサイエンス基礎」（1年前期・必修）を開講 ○「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」認定受領（予定） ○「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」申請
令和5 (2023)	○応用基礎レベルの「データサイエンス発展Ⅰ」（2年前期・選択）、「データサイエンス発展Ⅱ」（2年後期・選択）を開講 ○「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」認

	定受領（予定）
令和6 (2024)	○学部専門教育に展開（2科目以上）
令和7 (2025)	○学部専門教育に展開（2科目以上）
令和8 (2026)	○学部専門教育に展開（2科目以上） ○数理・データサイエンス教育について総合的に検証
令和9 (2027)	○学部専門教育に展開（2科目以上） ○数理・データサイエンス教育の検証を踏まえて教育方法・体制等の具体的な見直しを行う。

評価指標	②オンライン授業に対応できる教室環境1学年1,500人分を、6年間で整備（定員100人以上の大講義室を中心に、通信環境・電源確保等）する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○401講義室（定員266人）ほか通信環境・電源確保等整備 [進捗率17%程度]
令和5 (2023)	○301講義室（定員205人）ほか整備 [進捗率34%程度]
令和6 (2024)	○201講義室（定員206人）ほか整備 [進捗率51%程度]
令和7 (2025)	○101講義室（定員166人）ほか整備 [進捗率68%程度]
令和8 (2026)	○404講義室（定員106人）ほか整備 [進捗率85%]
令和9 (2027)	○上記以外の講義室等の整備 [進捗率100%]

評価指標	③様々な地域の課題を対象とした地域志向型授業を教養教育科目及び専門教育科目において毎年200科目以上、第4期中期目標期間中延べ1,200科目以上実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○地域志向型授業200科目以上実施
令和5 (2023)	○地域志向型授業200科目以上実施（累計400科目以上）
令和6 (2024)	○地域志向型授業200科目以上実施（累計600科目以上）
令和7 (2025)	○地域志向型授業200科目以上実施（累計800科目以上）

令和8 (2026)	○地域志向型授業200科目以上実施（累計1,000科目以上）
令和9 (2027)	○地域志向型授業200科目以上実施（累計1,200科目以上）

【05】 大学院教育として研究倫理及び知的財産権等の教育を行うとともに、各研究科の専門性に
 応じた大学院教育を体系的に実施する。

評価指標	①研究倫理教育を全ての大学院学生に実施するとともに、令和4年度に知的財産権等に関する専門性に対応した教育方法を検討、令和5年度から実施し、令和8年度には全ての大学院学生に実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○1年次に研究倫理教育を実施 [2年次以上は実施済のため、受講率100%] ○大学院共通科目「知的財産管理特論」開設 ○全研究科において知財等教育方法の検討・確立
令和5 (2023)	○1年次に研究倫理教育を実施 [受講率100%] ○全研究科で1年次を対象に知財等教育を実施 [受講率100%]
令和6 (2024)	○1年次に研究倫理教育を実施 [受講率100%] ○全研究科で1年次を対象に知財等教育を実施 [受講率100%]
令和7 (2025)	○1年次に研究倫理教育を実施 [受講率100%] ○全研究科で1年次を対象に知財等教育を実施 [受講率100%] ○知財等教育を検証・見直し
令和8 (2026)	○1年次に研究倫理教育を実施 [受講率100%] ○全研究科で1年次を対象に知財等教育を実施 [受講率100%]
令和9 (2027)	○1年次に研究倫理教育を実施 [受講率100%] ○全研究科で1年次を対象に知財等教育を実施 [受講率100%] ○知財等教育を再検証・第5期中期目標期間に向けて見直し

評価指標	②大学院教育を確実に展開するため、令和4年度にアセスメント・ポリシーを策定、令和5年度からアセスメント・チェックを実施し、令和9年度には検証・改善を行い、教育課程の評価・改善を進めていく。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○アセスメント・ポリシーの策定（全学及び各研究科専攻科単位）
令和5 (2023)	○全学及び研究科ごとにアセスメント・チェックを実施し、教育推進機構において検証
令和6 (2024)	○全学及び研究科ごとにアセスメント・チェックを実施し、教育推進機構において検証
令和7	○全学及び研究科ごとにアセスメント・チェックを実施し、教育推進機構において

(2025)	て検証
令和 8 (2026)	○全学及び研究科ごとにアセスメント・チェックを実施し、教育推進機構において検証 ○アセスメント・チェックの体制等の検証・見直し
令和 9 (2027)	○検証・見直しを踏まえたアセスメント・チェックを実施し、教育推進機構において検証

- 【06】 産業界等から要請される人材を育成するために、企業・自治体と連携した授業を実施するとともに、共同研究等を通して大学院学生に実践的な研究の進め方を身に付けさせる。また、地域で不足する公認心理師養成のため、組織体制を構築する。

評価指標	①青森県の産業界及び自治体等からなる「弘前大学大学院地域共創科学研究科人材育成に関する意見交換会」を、令和6年度及び令和9年度に実施し、産業界や自治体が求める人材を育成する上で有用な要素を、授業科目の内容に反映させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○地域共創情報交換会（仮称）の検討事項を整理する。
令和 5 (2023)	○地域共創情報交換会（仮称）の構成員について検討を行う。
令和 6 (2024)	○第1回地域共創情報交換会（仮称）を開催する。
令和 7 (2025)	○第1回弘前大学大学院地域共創科学研究科人材育成に関する意見交換会の結果について検証を行い、令和8年度の授業科目に検証結果を一部反映させる
令和 8 (2026)	○検証結果に基づき、第2回弘前大学大学院地域共創科学研究科人材育成に関する意見交換会の検討事項を整理する。
令和 9 (2027)	○第2回弘前大学大学院地域共創科学研究科人材育成に関する意見交換会を開催する。

評価指標	②地域共創科学研究科は、大学院教育に参加する外部講師を第4期中期目標期間中に延べ100名以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○外部講師を延べ17名以上招聘し授業を行う。
令和 5 (2023)	○外部講師を延べ17名以上招聘し授業を行う。
令和 6 (2024)	○外部講師を延べ17名以上招聘し授業を行う。

令和7 (2025)	○外部講師を延べ17名以上招聘し授業を行う。
令和8 (2026)	○外部講師を延べ17名以上招聘し授業を行う。
令和9 (2027)	○外部講師を延べ17名以上招聘し授業を行う。

評価指標	③地域共創科学研究科は、企業・自治体・団体との共同研究等に参加する大学院学生を、第4期中期目標期間中に延べ35名以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○地域共創科学研究科が主体となって実施する共同研究等に大学院生を延べ6名以上参加させる。
令和5 (2023)	○地域共創科学研究科が主体となって実施する共同研究等に大学院生を延べ6名以上参加させる。
令和6 (2024)	○地域共創科学研究科が主体となって実施する共同研究等に大学院生を延べ6名以上参加させる。
令和7 (2025)	○地域共創科学研究科が主体となって実施する共同研究等に大学院生を延べ6名以上参加させる。
令和8 (2026)	○地域共創科学研究科が主体となって実施する共同研究等に大学院生を延べ6名以上参加させる。
令和9 (2027)	○地域共創科学研究科が主体となって実施する共同研究等に大学院生を延べ6名以上参加させる。

評価指標	④医学部心理支援科学科に接続する修士課程を令和6年4月に設置する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○令和3年度に設置した大学院保健学研究科心理支援科学科専攻（仮称）設置準備委員会にて設置計画書（案）を作成 ○役員会において機関決定 ○文部科学省に設置認可申請書を提出
令和5 (2023)	○補正計画書提出 ○学生募集開始 ○心理相談室開室 ○厚生労働省に国家資格に係る開設科目確認申請書を提出
令和6 (2024)	○大学院生の受入れ開始
令和7 (2025)	○大学院第1期生の修了
令和8 (2026)	○大学院教育の継続、教育内容の検討

令和9 (2027)	○大学院教育の継続、教育内容の検討及び改善
---------------	-----------------------

【07】 教育課題の解決に向けて省察し互いの専門性を生かし合いつつ学び続ける教員集団の中核を担う教員を養成・支援するために、青森県教育委員会等と連携し教員のキャリアステージを視野に収めた教員養成・研修プログラム開発と支援体制の整備を行う。

評価指標	①第4期中期目標期間中の現職教員院生以外の院生(学部新卒等院生)の教員就職率を平均90%以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○学部新卒院生の教員就職率90%以上の確保を目指すとともに、青森県との講師推薦制度制定に向けたワーキンググループを教職大学院内に立ち上げる。
令和5 (2023)	○学部新卒院生の教員就職率90%以上の確保を目指すとともに、講師推薦制度設置に向けて青森県教育委員会と協議会を立ち上げる。
令和6 (2024)	○学部新卒院生の教員就職率90%以上の確保を目指すとともに、青森県教育委員会と検討を重ねた講師推薦制度を試行し制度を洗練する。
令和7 (2025)	○4年間の学部新卒院生の教員就職率平均90%以上の達成を目指すとともに、青森県教育委員会と講師推薦制度を制定し実施する。
令和8 (2026)	○学部新卒院生の教員就職率90%以上の確保をするとともに、制定された講師推薦制度の効果検証を行う。
令和9 (2027)	○第4期中期目標期間中の学部新卒院生の教員就職率平均90%以上を達成させるとともに、前年度の効果検証をもとに講師推薦制度をより充実したものにす。

評価指標	②充実期(*)研修講座と指導主事研修を新たに開発・実施し、第4期中期目標期間中の受講生の満足度を平均85%以上とする。 *充実期：青森県教育委員会「教員の資質の向上に関する指標」では、概ね採用16年目以降のキャリアステージ
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○充実期研修講座と指導主事研修を開発及び試行し、受講者の満足度を調査する。
令和5 (2023)	○充実期研修講座と指導主事研修を前年度に明らかにされた改善点をもとに試行し更に洗練させ、指導主事研修については試行段階で受講者の満足度85%以上を目指す。
令和6 (2024)	○充実期研修講座と指導主事研修を過去2年間の成果と課題をもとに改善した上で試行し、充実期研修講座については試行段階で受講者の満足度85%以上を目指す。
令和7 (2025)	○充実期研修講座と指導主事研修を本格実施し、参加者の満足度85%以上を達成させる。

令和8 (2026)	○充実期研修講座と指導主事研修を実施し、満足度85%以上を達成させるとともに、研修についての多角的な調査を実施し、効果検証を行う。
令和9 (2027)	○充実期研修講座と指導主事研修を実施し、満足度85%以上を達成させるとともに、効果検証をもとに、より充実した研修内容を全国に広く公表する。

評価指標	③中核を担う教員等へのコンサルテーション件数を第4期中期目標期間中に100件以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○ワーキンググループを作り、教育学部・教職大学院が主催する研修会受講者、卒業生・修了生にとって学び続ける教師を実現できる場としてのコンサルテーションの在り方について検討する。
令和5 (2023)	○教育学部・教職大学院におけるコンサルテーションについての制度設計を行う。
令和6 (2024)	○コンサルテーション活動を試行し、中核を担う教員等へのコンサルテーション件数30件以上を目指す。
令和7 (2025)	○中核を担う教員等へのコンサルテーション活動を本格実施し、コンサルテーション件数の累計50件以上を目指す。
令和8 (2026)	○コンサルテーションの件数累計80件以上を達成させるとともに、実施後の調査による効果検証を行い、制度設計の見直しとともによりコンサルテーションの制度を洗練された制度として確立する。
令和9 (2027)	○中核を担う教員等へのコンサルテーション件数累計100件以上を達成させる。

【08】 地域医療、医学研究の中核を将来的に担う医師を養成するため、医学部医学科の「医学教育センター」を中心に、日本医学教育評価機構（JACME）の医学教育分野別評価等に従った医学教育カリキュラムの構築（カリキュラム委員会）、実践（学務委員会）及び検証（プログラム評価委員会）というPDCAサイクルに則り、国際基準に即した医学教育を実施する。

評価指標	①令和3年度の日本医学教育評価機構（JACME）の審査で指摘された事項から医学教育センター各部門にて目標を設定し、改善する。 特に、卒業時コンピテンシー（卒業時修得すべき能力）を身につける教育プログラムを実践するため、カリキュラムと学修成果を定期的にモニタリングするシステムを令和7年度までに導入する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○医学教育センターの下に、教員と学生により構成される学務委員会を立ち上げ、年1回開催する。教員による学務委員会実務者会議については、原則月1回開催する。これにより、卒業時コンピテンシーを身につける教育プログラムの実践を開始する。
令和5	○プログラム評価委員会・カリキュラム委員会（両委員会ともに教員・学生で構

(2023)	成)を年1回、教員によるプログラム評価委員会実務者会議・カリキュラム委員会実務者会議は、原則2か月に1回開催する。これにより、教育プログラムの検証(評価)と構築(見直し)を行う。
令和6 (2024)	○前年度に、検証と構築が行われた教育プログラムに基づいた医学教育を実践する。医学教育センターIR部門が、前年度までの学修成果と卒業時コンピテンシー到達度に関して解析する。IR部門の解析データをもとに、教育プログラムの検証と構築を行う。
令和7 (2025)	○前年度までに、医学教育センター主導で実践・検証・構築が行われた教育プログラムを継続することで、教学PDCAサイクルが回り、カリキュラムと学修成果を定期的にモニタリングするシステムが構築される。
令和8 (2026)	○実践・検証・構築が継続されている教育プログラムに基づき、各学年のアウトカムの見直しを行う。これによって、卒業時コンピテンシーがより確実に到達できるようにする。
令和9 (2027)	○前年度までの内容を継続することで、国際基準に即した医学教育が実施され、地域医療、医学研究の中核を担う医師の養成が可能となる。

- 【09】 地域の教員集団の中核を将来的に担う教員を養成するため、教育学部を中心に、「教職支援センター」を設置し、学部・学科間で教職課程を協同で行う体制を整備しつつ、ICT活用等の社会変化に対応した教職課程を構築する。

評価指標	①令和7年度までに「教職支援センター」を設置し、教職課程を全学部協同で実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○センター設置準備委員会の設置 ○先行事例に関する調査研究 ○教職科目の学部間での整理再編
令和5 (2023)	○教職科目の学部間での整理再編 ○教職課程の変更届提出 ○教職課程の手引きの作成
令和6 (2024)	○センター設置 ○教職課程の協同実施
令和7 (2025)	○教職課程の協同実施
令和8 (2026)	○教職課程の協同実施 ○全学教職課程体制についての検証
令和9 (2027)	○教職課程の協同実施 ○全学教職課程体制についての改善

評価指標	②令和4年度から必修化する教養教育科目である数理・データサイエンスを
------	------------------------------------

	踏まえ、令和7年度までにGIGAスクール構想に対応した新たなICT活用に関する修得体制を構築するとともに、自己点検・評価を実施し、社会の変化に対応した教職課程に改善する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○自己点検・自己評価項目の設定 ○評価資料等の検討と収集（アンケート等の実施） ○アセスメントポリシーの策定 ○ICT活用に関するカリキュラムマップの作成 ○「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（教育）」開講 ○「データサイエンス基礎」開講
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ○評価資料等の収集（アンケート等の実施） ○全学教職課程についての自己点検・自己評価
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ○「教科教育法」の実施 ○「教育方法（「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の内容を含む）」の開講（他学部）
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ○評価資料等の収集（アンケート等の実施） ○全学教職課程についての自己点検・自己評価 ○「教職実践演習」の実施 ○ICT活用力に関するアンケートの実施
令和8 (2026)	○全学教職課程についての検証
令和9 (2027)	○全学教職課程についての改善

評価指標	<p>③「令和の日本型学校教育」で目指す学習観・授業観への転換を担う教員を育成するため、令和7年度までに教育学部・教職大学院を中心に、青森県教育委員会等と連携してプログラム開発を行うとともに、自己点検・評価を実施し、内容・方法等について見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記プログラムに関連する科目を2科目以上開講（令和7年度）
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○先行事例についての調査研究 ○プログラム開発
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ○先行事例についての調査研究 ○プログラム開発 ○プログラム関連科目（3年次科目）の試行
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラム関連科目（3年次科目）の本格実施 ○プログラム関連科目（4年次科目）の試行
令和7 (2025)	○プログラム関連科目（4年次科目）の本格実施
令和8	○プログラム関連科目の検証

(2026)	
令和9 (2027)	○プログラム関連科目の改善

- 【10】 多様な価値観を備えた人材を養成するため、新たな国際化に即した教育環境を整備するとともに、国内における国際交流の活性化を推進する。また、学生の更なる海外派遣や優秀な留学生を獲得するため国際的な教育プログラムを提供する。

評価指標	①海外協定校等が実施するオンラインプログラムの提供件数を令和2年度より1.5倍以上とする。(第4期中期目標期間最終年度)
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○本学学生へ提供できるオンラインプログラムを10件以上の水準で維持する。
令和5 (2023)	○本学学生へ提供できるオンラインプログラムを10件以上の水準で維持する。
令和6 (2024)	○本学学生へ提供できるオンラインプログラムを11件以上の水準で維持する。
令和7 (2025)	○本学学生へ提供できるオンラインプログラムを11件以上の水準で維持する。
令和8 (2026)	○本学学生へ提供できるオンラインプログラムを11件以上の水準で維持する。
令和9 (2027)	○本学学生へ提供できるオンラインプログラムを11件以上の水準で維持する。

評価指標	②令和7年度までに国内の海外教育機関と交流協定を締結する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○国内の海外教育機関のResearchを行う。
令和5 (2023)	○国内の海外教育機関のResearchを継続するとともに、具体的な交流協定の内容検討を行う。国内の海外教育機関と交渉しながら交流協定締結に向け協定内容を調整する。
令和6 (2024)	○国内の海外教育機関と交渉しながら交流協定締結に向け協定内容を調整し、締結する。締結後は協定に基づき、交流を行う。
令和7 (2025)	○引き続き、国内の海外教育機関のResearchを継続するとともに、協定締結した機関との交流を推進する。
令和8 (2026)	○引き続き、国内の海外教育機関のResearchを継続するとともに、協定締結した機関との交流を推進する。
令和9 (2027)	○引き続き、国内の海外教育機関のResearchを継続するとともに、協定締結した機関との交流を推進する。

評価指標	③令和7年度までに国際共同研究指導プログラムを導入する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○国際共同研究指導プログラムを導入可能な部局の掘り起こしを行い、導入計画を検討する。また、導入予定部局とともに、海外協定校等への視察や協定締結のための検討を行う。
令和5 (2023)	○導入予定部局とともに、国際共同研究指導プログラムについて検討を進め、導入までの設計を行う。また、他部局での導入についても引き続き検討を行う。
令和6 (2024)	○国際共同研究指導プログラムを試行する。試行しての改良点を次年度以降のプログラムに反映させる。また、他部局での導入についても引き続き検討を行う。
令和7 (2025)	○国際共同研究指導プログラムを改良し、本実施する。また、他部局での導入についても引き続き検討を行う。
令和8 (2026)	○国際共同研究指導プログラムを改良し、本実施する。また、他部局での導入についても引き続き検討を行う。
令和9 (2027)	○国際共同研究指導プログラムを改良し、本実施する。また、他部局での導入についても引き続き検討を行う。

3 研究に関する目標を達成するための措置

- 【11】 理工学及び農学生命科学領域の重点分野である物質科学、宇宙物理学、地球科学、分子生物学に関する基礎研究を推進する。

評価指標	①当該領域における研究業績数（原著論文、総説、学術図書）の年平均伸び率を5%とし、第3期中期目標期間と同程度以上の水準を維持する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【理工学研究科】第3期5年間（2016-2020）の学部全体の研究業績数は、784件（Web of Science, Document Type:Review, Article, Proceedings Paper）。5年間の平均値を6年間で累積して積算すると、941件。第4期は105%×941件→988件を最終目標値とし、初年度は988件×15%→148件を目標とする。※随時見直し予定 ○【農学生命科学部】第3期5年間（2016-2020）の当該領域における研究業績数は90件（Web of Science, Document Type:Review, Article, Proceedings Paper）。5年間の平均値を6年間で累積して積算すると108件となる。第4期は105%×108件→114件を最終目標値とし、初年度は19件を目標とする。
令和5 (2023)	○【理工学研究科】988件を最終目標値とし、2年度目は988件×30%→296件（累計）を目標とする。※随時見直し予定 ○【農学生命科学部】114件を最終目標値とし、2年度目は38件（累計）を目標とする。
令和6 (2024)	○【理工学研究科】988件を最終目標値とし、3年度目は988件×50%→494件（累計）を目標とする。※随時見直し予定

	○【農学生命科学部】114件を最終目標値とし、3年度目は57件（累計）を目標とする。
令和7 (2025)	○【理工学研究科】988件を最終目標値とし、4年度目は988件×70%→692件（累計）を目標とする。※随時見直し予定 ○【農学生命科学部】114件を最終目標値とし、4年度目は76件（累計）を目標とする。
令和8 (2026)	○【理工学研究科】988件を最終目標値とし、5年度目は988件×90%→889件（累計）を目標とする。※随時見直し予定 ○【農学生命科学部】114件を最終目標値とし、5年度目は95件（累計）を目標とする。
令和9 (2027)	○【理工学研究科】6年度目は988件（累計）を目標とする。※随時見直し予定 ○【農学生命科学部】6年度目は114件（累計）を目標とする。

- 【12】 コアとなる重点研究や異なる研究領域の融合による多様な研究（医工連携、農工連携、食と健康、人文社会科学とその他の分野の融合、AIやデータサイエンスの利活用等）を、融合プロジェクトとして全学的に推進する。

評価指標	①新規事業として令和9年度までに、6件以上の異分野融合プロジェクト研究に対し研究費等の支援を行う。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【研究推進課】異分野融合プロジェクトを公募、1件以上採択《累積1件》
令和5 (2023)	○異分野融合プロジェクトを公募、1件以上採択《累積2件》
令和6 (2024)	○異分野融合プロジェクトを公募、1件以上採択《累積3件》
令和7 (2025)	○異分野融合プロジェクトを公募、1件以上採択《累積4件》
令和8 (2026)	○異分野融合プロジェクトを公募、1件以上採択《累積5件》
令和9 (2027)	○異分野融合プロジェクトを公募、1件以上採択《累積6件》

評価指標	②融合プロジェクトの研究拠点を形成する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【研究推進課】採択プロジェクトの研究費支援
令和5 (2023)	○採択プロジェクトの研究費支援

令和6 (2024)	○採択プロジェクトの研究費支援
令和7 (2025)	○重点プロジェクトの策定
令和8 (2026)	○重点プロジェクトの支援
令和9 (2027)	○重点プロジェクトの支援

- 【13】 域学連携の取組を加速化させ、地域の文化・社会・経済状況や教育課題に関する研究を推進し、地域や社会の課題解決に貢献する。また、文化資源の調査・分析・保存に関する研究を推進し、文化の理解・振興に貢献する。

評価指標	①当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等の開催件数を、第3期中期目標期間平均より10%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【人文社会科学部】当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等を10件以上開催する。《累積10件：年平均10件》
令和5 (2023)	○当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等を10件以上開催する。《累積20件：年平均10件》
令和6 (2024)	○当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等を10件以上開催する。加えて、これまでの取組の教育利用・地域活用の現状と課題について、特定プロジェクト教育研究センター等で検討する（翌年度以降の取組に反映させる）。《累積30件：年平均10件》
令和7 (2025)	○当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等を10件以上開催する。《累計40件：年平均10件》
令和8 (2026)	○当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等を10件以上開催する。加えて、これまでの取組の効果を上記センター等で検証し、第5期に向けた目標・計画の検討を行う。《累積50件：年平均10件》
令和9 (2027)	○当該分野に係る研究会、シンポジウム、ワークショップ等を10件以上開催する。《累積60件：年平均10件》

評価指標	②大学間連携を推進し、地域研究の共通課題である「研究成果の地域活用」や「研究の地域浸透」に関して、令和7年度までに新たな情報共有の枠組みを構築する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【人文社会科学部】新たな情報共有の枠組みについて検討事項を整理する。
令和5	○3大学によるシンポジウムの開催について検討する。

(2023)	
令和6 (2024)	○3大学によるシンポジウムを開催する。
令和7 (2025)	○新たな情報共有の枠組みを構築する。
令和8 (2026)	○構築した枠組みにより、地域研究を実践する。
令和9 (2027)	○構築した枠組みにより、地域研究を実践する。加えて、実践結果を検証し、第5期に向けた目標・計画の検討を行う。

- 【14】 生活習慣病研究や地域の疾病構造の特性を踏まえた研究（がん、心疾患、脳疾患等）の実績を生かし、先端的で特色ある医学研究を推進する。また、全学的に進めてきた弘前大学COI（Center of Innovation）事業を発展させ、健康未来イノベーションセンターを中心として、岩木健康増進プロジェクト健診、健康ビッグデータ解析及び企業等との共同研究を推進し、地域の健康増進に貢献する。

評価指標	①Quartile（四分位）指標のうち、Q1（上位25%）である医学分野の学術誌への掲載論文を年平均100編以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【医学研究科】Q1である医学分野の学術誌への掲載論文数について、教授会に半期ごとに報告し、年間100編以上とする。《累計100件、年平均100編》
令和5 (2023)	○Q1である医学分野の学術誌への掲載論文数について、教授会に半期ごとに報告し、年間100編以上とする。《累計200件、年平均100編》
令和6 (2024)	○Q1である医学分野の学術誌への掲載論文数について、教授会に半期ごとに報告し、年間100編以上とする。《累計300件、年平均100編》
令和7 (2025)	○Q1である医学分野の学術誌への掲載論文数について、教授会に半期ごとに報告し、年間100編以上とする。《累計400件、年平均100編》
令和8 (2026)	○Q1である医学分野の学術誌への掲載論文数について、教授会に半期ごとに報告し、年間100編以上とする。《累計500件、年平均100編》
令和9 (2027)	○Q1である医学分野の学術誌への掲載論文数について、教授会に半期ごとに報告し、年間100編以上とする。《累計600件、年平均100編》

評価指標	②大規模住民健診データの利用件数を第3期中期目標期間実績より20%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【医学研究科】毎月の運営会議において健診データの整備状況等を報告し、早めに企業等へ周知することによりデータ利用件数を22件以上とする。《累計22件》
令和5	○毎月の運営会議において健診データの整備状況等を報告し、早めに企業等へ

(2023)	周知することによりデータ利用件数を22件以上とする。《累計44件》
令和6 (2024)	○毎月の運営会議において健診データの整備状況等を報告し、早めに企業等へ周知することによりデータ利用件数を26件以上とする。《累計70件》
令和7 (2025)	○毎月の運営会議において健診データの整備状況等を報告し、早めに企業等へ周知することによりデータ利用件数を26件以上とする。《累計96件》
令和8 (2026)	○毎月の運営会議において健診データの整備状況等を報告し、早めに企業等へ周知することによりデータ利用件数を24件以上とする。《累計120件》
令和9 (2027)	○毎月の運営会議において健診データの整備状況等を報告し、早めに企業等へ周知することによりデータ利用件数を24件以上とする。《累計144件》

評価指標	③岩木健康増進プロジェクト健診で集積したデータ関連の知財申請件数を第3期中期目標期間の1.5倍以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【医学研究科】URAまたは知財アドバイザーを活用し、研究者へのアドバイスを支援することにより知財申請件数を3件以上とする。《累計3件》
令和5 (2023)	○URAまたは知財アドバイザーを活用し、研究者へのアドバイスを支援することにより知財申請件数を3件以上とする。《累計6件》
令和6 (2024)	○URAまたは知財アドバイザーを活用し、研究者へのアドバイスを支援することにより知財申請件数を3件以上とする。《累計9件》
令和7 (2025)	○URAまたは知財アドバイザーを活用し、研究者へのアドバイスを支援することにより知財申請件数を3件以上とする。《累計12件》
令和8 (2026)	○URAまたは知財アドバイザーを活用し、研究者へのアドバイスを支援することにより知財申請件数を3件以上とする。《累計15件》
令和9 (2027)	○URAまたは知財アドバイザーを活用し、研究者へのアドバイスを支援することにより知財申請件数を3件以上とする。《累計18件》

- 【15】 原子力災害時の緊急時モニタリング、被ばく医療、放射線防護に関する研究を推進する。また、放射線関連の教育・研究センターを活用し、世界で活躍できる多様な人材育成を行う。さらに、自治体・企業等との連携強化により、福島県浪江町等の復興支援や地域社会の課題解決に貢献する。

評価指標	①学術論文の（数及び）質の向上。特に当該分野のQuartile（四分位）指標のうち、Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を年平均37編以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【被ばく医療総合研究所】Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を37編以上《累計37編：年平均37編》
令和5 (2023)	○Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を37編以上《累計74編：年平均37編》
令和6	○Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を37編以上《累計111編：年平均37編》

(2024)	
令和7 (2025)	○Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を37編以上《累計148編：年平均37編》
令和8 (2026)	○Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を37編以上《累計185編：年平均37編》
令和9 (2027)	○Q1、Q2（上位50%）の雑誌等の掲載論文を37編以上《累計222編：年平均37編》

評価指標	②当該分野の留学生・研修生・研究者の受入人数を、第3期中期目標期間より30%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【被ばく医療総合研究所】留学生・研修生・研究者の受入人数を10人以上《累計10人》
令和5 (2023)	○留学生・研修生・研究者の受入人数を10人以上《累計20人》
令和6 (2024)	○留学生・研修生・研究者の受入人数を10人以上《累計30人》
令和7 (2025)	○留学生・研修生・研究者の受入人数を10人以上《累計40人》
令和8 (2026)	○留学生・研修生・研究者の受入人数を10人以上《累計50人》
令和9 (2027)	○留学生・研修生・研究者の受入人数を10人以上《累計60人》

評価指標	③被ばく医療に関わる活動状況について、各種事業の内容や自治体等への事後アンケートの結果等に基づく外部有識者の客観的検証の結果、課題解決への寄与に肯定的評価が認められること。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【被ばく医療総合研究所】年度末にアンケート調査を実施し、その結果等を分析し、課題解決の肯定的評価を得る。
令和5 (2023)	○年度末にアンケート調査を実施し、その結果等を分析し、課題解決の肯定的評価を得る。
令和6 (2024)	○年度末にアンケート調査を実施し、その結果等を分析し、課題解決の肯定的評価を得る。
令和7 (2025)	○年度末にアンケート調査を実施し、その結果等を分析し、課題解決の肯定的評価を得る。
令和8 (2026)	○年度末にアンケート調査を実施し、その結果等を分析し、課題解決の肯定的評価を得る。
令和9	○年度末にアンケート調査を実施し、その結果等を分析し、課題解決の肯定的評

(2027)	価を得る。
--------	-------

- 【16】 再生可能エネルギーに関する研究を推進する。また、食料や世界自然遺産である白神山地に関する研究実績を生かし、生物資源の探索・活用、自然環境の評価を行うとともに、地域食材の高付加価値化に取り組む。

評価指標	①新規事業として、地域食材の高付加価値化に関する研究プロジェクト件数を、3件以上実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【農学生命科学部】地域食材の高付加価値化に関するプロジェクト1件を実施 ○【地域戦略研究所】新規プロジェクト1件の実施を目標とし、そのための研究所内での環境整備、部局予算による支援、また外部資金の獲得に向けた体制整備を進める。
令和5 (2023)	○【農学生命科学部】地域食材の高付加価値化に関するプロジェクト1件を実施 ○【地域戦略研究所】新規プロジェクト1件の実施を目標とし、そのための研究所内での環境整備、部局予算による支援、また外部資金の獲得に向けた体制整備を進める。
令和6 (2024)	○【農学生命科学部】地域食材の高付加価値化に関するプロジェクト1件を実施 ○【地域戦略研究所】新規プロジェクト1件の実施を目標とし、そのための研究所内での環境整備、部局予算による支援、また外部資金の獲得に向けた体制整備を進める。
令和7 (2025)	○【農学生命科学部】地域食材の高付加価値化に関するプロジェクト1件を実施 ○【地域戦略研究所】新規プロジェクト1件の実施を目標とし、そのための研究所内での環境整備、部局予算による支援、また外部資金の獲得に向けた体制整備を進める。
令和8 (2026)	○【農学生命科学部】地域食材の高付加価値化に関するプロジェクト1件を実施 ○【地域戦略研究所】新規プロジェクト1件の実施を目標とし、そのための研究所内での環境整備、部局予算による支援、また外部資金の獲得に向けた体制整備を進める。
令和9 (2027)	○【農学生命科学部】地域食材の高付加価値化に関するプロジェクト1件を実施 ○【地域戦略研究所】新規プロジェクト1件の実施を目標とし、そのための研究所内での環境整備、部局予算による支援、また外部資金の獲得に向けた体制整備を進める。

評価指標	②当該分野における研究業績数（原著論文、総説、学術図書）の年平均伸び率を5%とし、第3期中期目標期間と同程度以上の水準を維持する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【農学生命科学部】第3期（2016-2020）5年間の当該領域における研究業績数は61件（Web of Science, Document Type:Review, Article, Proceedings Paper）。5年間の平均値を6年間で累積して積算すると74件となる。第4期は

	<p>年平均12件×105%→年平均13件×6年=78件を最終目標値とし、初年度は13件を目標とする。</p> <p>○【地域戦略研究所】研究所教員の第3期5年間の研究業績（Web of Science, Document Type:Review, Article, Proceedings Paper）の中央値（5件）を基準とし、年間の平均値を6年間で累積して積算すると、地域戦略研究は72件となる。第4期は年平均12件×105%→年平均13件×6件=78件を最終目標とし、初年度は11件を目標とする。</p>
令和5 (2023)	<p>○【農学生命科学部】78件を最終目標値とし、2年度目は26件（累計）を目標とする。</p> <p>○【地域戦略研究所】78件を最終目標とし、2年度目は78件×30%→23件を目標とする。</p>
令和6 (2024)	<p>○【農学生命科学部】78件を最終目標値とし、3年度目は39件（累計）を目標とする。</p> <p>○【地域戦略研究所】78件を最終目標とし、3年度目は78件×50%→39件を目標とする。</p>
令和7 (2025)	<p>○【農学生命科学部】78件を最終目標値とし、4年度目は52件（累計）を目標とする。</p> <p>○【地域戦略研究所】78件を最終目標とし、4年度目は78件×70%→55件を目標とする。</p>
令和8 (2026)	<p>○【農学生命科学部】78件を最終目標値とし、5年度目は65件（累計）を目標とする。</p> <p>○【地域戦略研究所】78件を最終目標とし、5年度目は78件×90%→70件を目標とする。</p>
令和9 (2027)	<p>○【農学生命科学部】6年度目は78件（累計）を目標とする。</p> <p>○【地域戦略研究所】6年度目は78件（累積）を目標とする。</p>

- 【17】 イノベーションの創出を促進するため、産学官連携を強化するとともに、リサーチ・アドミニストレーター機能の充実、研究の見える化の徹底により戦略的に知的財産の権利化・技術移転を進め、研究成果の高付加価値化に取り組む。

評価指標	①共同研究・受託研究の受入件数を第3期中期目標期間より5%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【研究推進課】共同・受託研究の受入件数を3,000件以上《累計3,000件》
令和5 (2023)	○共同・受託研究の受入件数を3,000件以上《累計6,000件》
令和6 (2024)	○共同・受託研究の受入件数を3,000件以上《累計9,000件》
令和7	○共同・受託研究の受入件数を3,000件以上《累計12,000件》

(2025)	
令和 8 (2026)	○共同・受託研究の受入件数を3,000件以上《累計15,000件》
令和 9 (2027)	○共同・受託研究の受入件数を3,000件以上《累計18,000件》

評価指標	②特許実施料等収入の受入額を第3期中期目標期間より15%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○【研究推進課】特許実施料等収入の受入額を9,392千円以上《累計9,392千円》
令和 5 (2023)	○特許実施料等収入の受入額を9,392千円以上《累計18,784千円》
令和 6 (2024)	○特許実施料等収入の受入額を9,392千円以上《累計28,176千円》
令和 7 (2025)	○特許実施料等収入の受入額を9,392千円以上《累計37,568千円》
令和 8 (2026)	○特許実施料等収入の受入額を9,392千円以上《累計46,960千円》
令和 9 (2027)	○特許実施料等収入の受入額を9,392千円以上《累計56,352千円》

評価指標	③研究分析ツールの活用に加えて、URA及び事務担当者による研究支援業務を組織的に行う「学術研究支援室」を設置し、令和7年度までに学術研究支援の仕組みを構築する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○【研究推進課】「学術研究支援室（仮称）」の体制検討
令和 5 (2023)	○「学術研究支援室」による研究支援
令和 6 (2024)	○「学術研究支援室」による研究支援
令和 7 (2025)	○「学術研究支援室」による研究支援
令和 8 (2026)	○「学術研究支援室」による研究支援
令和 9 (2027)	○「学術研究支援室」による研究支援

- 【18】 教育研究活動を活性化し、大学の機能強化を図るため、教員配置の適正化に取り組む。若手教員を積極的に採用し、育成する仕組みをつくる。

評価指標	①若手教員（40歳未満）の在職比率を20%以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○定年退職及び自己都合退職教員の後任補充について、1/3以上を若手（35歳以下）で採用することなどにより、若手教員（40歳未満）の在職比率20%を維持する。
令和5 (2023)	○定年退職及び自己都合退職教員の後任補充について、1/3以上を若手（35歳以下）で採用することなどにより、若手教員（40歳未満）の在職比率20%を維持する。
令和6 (2024)	○定年退職及び自己都合退職教員の後任補充について、1/3以上を若手（35歳以下）で採用することなどにより、若手教員（40歳未満）の在職比率20%を維持する。
令和7 (2025)	○定年退職及び自己都合退職教員の後任補充について、1/3以上を若手（35歳以下）で採用することなどにより、若手教員（40歳未満）の在職比率20%を維持する。
令和8 (2026)	○定年退職及び自己都合退職教員の後任補充について、1/3以上を若手（35歳以下）で採用することなどにより、若手教員（40歳未満）の在職比率20%を維持する。
令和9 (2027)	○定年退職及び自己都合退職教員の後任補充について、1/3以上を若手（35歳以下）で採用することなどにより、若手教員（40歳未満）の在職比率20%を維持する。

- 【19】 女性の採用や上位職登用を推進し、ジェンダーバランスの改善に取り組む。また、ライフイベントやライフステージに適切かつ十分に配慮した支援策を展開し、女性が活躍できる環境を整備する。

評価指標	①女性教員（助教以上）の在職比率を20%以上とする。（第4期中期目標期間最終年度）
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○女性教員（助教以上）の在職比率20%以上を維持 ○応募・採用促進に向けた部局長ヒアリングを実施 ○応募・採用促進に向けた各種支援制度の充実・利用促進
令和5 (2023)	○女性教員（助教以上）の在職比率20%以上を維持 ○応募・採用促進に向けた部局長ヒアリングを実施 ○応募・採用促進に向けた各種支援制度の充実・利用促進
令和6	○女性教員（助教以上）の在職比率20%以上を維持

(2024)	○応募・採用促進に向けた部局長ヒアリングを実施 ○応募・採用促進に向けた各種支援制度の充実・利用促進
令和7 (2025)	○女性教員（助教以上）の在職比率20%以上を維持 ○応募・採用促進に向けた部局長ヒアリングを実施 ○応募・採用促進に向けた各種支援制度の充実・利用促進
令和8 (2026)	○女性教員（助教以上）の在職比率20%以上を維持 ○応募・採用促進に向けた部局長ヒアリングを実施 ○応募・採用促進に向けた各種支援制度の充実・利用促進
令和9 (2027)	○女性教員（助教以上）の在職比率20%以上を維持 ○応募・採用促進に向けた部局長ヒアリングを実施 ○応募・採用促進に向けた各種支援制度の充実・利用促進

評価指標	②上位職（学長、理事、副学長、学長補佐等、経営協議会学内委員、教育研究評議会評議員、部局長等、監事）に占める女性の割合を15%以上とする。 （第4期中期目標期間最終年度）
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○学長補佐（仮）等への登用を検討・実施 ○上位職登用拡大に向けた意識啓発セミナー等の実施
令和5 (2023)	○学長補佐（仮）等への登用を検討・実施 ○上位職登用拡大に向けた意識啓発セミナー等の実施
令和6 (2024)	○学長補佐（仮）等への登用を検討・実施 ○上位職登用拡大に向けた意識啓発セミナー等の実施
令和7 (2025)	○学長補佐（仮）等への登用を検討・実施 ○上位職登用拡大に向けた意識啓発セミナー等の実施
令和8 (2026)	○学長補佐（仮）等への登用を検討・実施 ○上位職登用拡大に向けた意識啓発セミナー等の実施
令和9 (2027)	○上位職に占める女性の割合 15%以上 ○上位職登用拡大に向けた意識啓発セミナー等の実施

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

【20】 附置研究所である被ばく医療総合研究所を中核とする共同利用・共同研究拠点等のネットワークを構築し、国内外機関や産業界等との多様な共同プロジェクトを進めることで本学の特徴ある機能強化に貢献する。

評価指標	①国内外機関との共同プロジェクトの件数を、第4期中期目標期間内で96件とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【被ばく医療総合研究所】国内外機関との共同プロジェクトを16件以上《累計16件》

	○共同利用・共同研究拠点における「海外共同研究」、本学協定機関等との共同研究・プロジェクト等
令和5 (2023)	○国内外機関との共同プロジェクトを16件以上《累計32件》 ○共同利用・共同研究拠点における「海外共同研究」、本学協定機関等との共同研究・プロジェクト等
令和6 (2024)	○国内外機関との共同プロジェクトを16件以上《累計48件》 ○共同利用・共同研究拠点における「海外共同研究」、本学協定機関等との共同研究・プロジェクト等
令和7 (2025)	○国内外機関との共同プロジェクトを16件以上《累計64件》 ○共同利用・共同研究拠点における「海外共同研究」、本学協定機関等との共同研究・プロジェクト等
令和8 (2026)	○国内外機関との共同プロジェクトを16件以上《累計80件》 ○共同利用・共同研究拠点における「海外共同研究」、本学協定機関等との共同研究・プロジェクト等
令和9 (2027)	○国内外機関との共同プロジェクトを16件以上《累計96件》 ○共同利用・共同研究拠点における「海外共同研究」、本学協定機関等との共同研究・プロジェクト等

評価指標	②共同プロジェクト等で得たアウトカムとして実施する、国際的なシンポジウム、ワークショップ等、並びに地域住民等を対象とした講演会の開催回数を、第3期中期目標期間中の回数より30%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【被ばく医療総合研究所】シンポジウムや講演会等の開催を10回以上《累計10回》
令和5 (2023)	○シンポジウムや講演会等の開催を10回以上《累計20回》
令和6 (2024)	○シンポジウムや講演会等の開催を10回以上《累計31回》
令和7 (2025)	○シンポジウムや講演会等の開催を10回以上《累計42回》
令和8 (2026)	○シンポジウムや講演会等の開催を10回以上《累計53回》
令和9 (2027)	○シンポジウムや講演会等の開催を10回以上《累計63回》

【21】 岩木健康増進プロジェクト健診で蓄積した超多項目ビッグデータ(*)をコアに、複数の大学や地方自治体と連携し、医療・福祉・介護に関するデータを突合可能なデータ群として増強し、これらの利活用が可能な健康・医療データサイエンスに係る体制を構築する。

*超多項目ビッグデータ：平成17年から弘前市岩木地区の住民を対象に実施している 岩木健康増進プロジェクト健診（大規模住民健診）で、健常者から得られる全身の健康状態か

ら生活習慣・社会環境まで分野の垣根を越えた多因子的解析を可能にする2,000～3,000項目に及ぶ網羅的データ（小中学生含め延べ2万人分）のこと

評価指標	①「健康・医療データサイエンス研究センター」を令和6年度までに設置し、医療・福祉・介護に関するデータ群の利活用をする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【医学研究科】「健康・医療データサイエンス研究センター」の体制検討
令和5 (2023)	○「健康・医療データサイエンス研究センター」の設置
令和6 (2024)	○「健康・医療データサイエンス研究センター」による利活用推進
令和7 (2025)	○「健康・医療データサイエンス研究センター」による利活用推進
令和8 (2026)	○「健康・医療データサイエンス研究センター」による利活用推進
令和9 (2027)	○「健康・医療データサイエンス研究センター」による利活用推進

- 【22】 学部長のリーダーシップのもと、学部・教職大学院と連携し、青森県の課題であるミドルリーダー育成を念頭においた研修・研究体制を整備し、地域の教員に、より実践的な研修の場を提供する。

評価指標	①附属学校園全体の教育実践に関する研究を推進するため、「研究推進部」を創設し、その主導のもとに実施した研究を第4期中期目標期間中に20件以上実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○研究推進部（仮称）の創設 ○共同研究奨励費に替わる研究支援制度の検討
令和5 (2023)	○研究支援制度に基づく研究の試行的実施（2～3件）
令和6 (2024)	○研究支援制度に基づく研究の本格実施（4～6件）
令和7 (2025)	○研究推進部、研究支援制度について検証 ○研究支援（4～6件）
令和8 (2026)	○研究推進部、研究支援制度について改善 ○研究支援（4～6件）
令和9 (2027)	○改善に基づく研究推進部運営、研究支援制度の実施 ○研究支援（4～6件）

評価指標	②附属学校教員(*)の教職大学院への派遣制度を令和5年度までに創設し、教育実践に関する研究を主導する教員を育成する。 *附属学校教員：青森県教育委員会との交流人事であり、附属学校に一定期間勤務の後、地域の学校に戻る。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○派遣制度についての制度設計 ○青森県教育委員会との協議・調整
令和5 (2023)	○教職大学院派遣制度の確立 ○派遣制度についての周知
令和6 (2024)	○教職大学院派遣候補者の募集 ○教職大学院派遣者の選考
令和7 (2025)	○1年目派遣 (M1・1名)
令和8 (2026)	○2年目派遣 (M1・1名、M2・1名) ○派遣第1期教員の派遣終了
令和9 (2027)	○3年目派遣 (M1・1名、M2・1名) ○派遣制度の検証

評価指標	③附属学校教員を対象とした中堅教諭等資質向上研修(前期・後期)を開発・実施し、第4期中期目標期間中の受講生の満足度を平均80%以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○中堅教諭等資質向上研修の制度設計
令和5 (2023)	○研修の試行 ○満足度調査方法の確立
令和6 (2024)	○研修の本格実施 ○満足度調査の実施 ○受講生の満足度80%以上の確保を目指す。
令和7 (2025)	○研修の実施 ○受講生の満足度80%以上の確保を目指す。 ○満足度調査に基づき研修について検証
令和8 (2026)	○研修について改善 ○改善に基づく研修の実施 ○満足度調査の実施 ○受講生の満足度80%以上の確保を目指す。
令和9 (2027)	○改善に基づく研修の実施 ○満足度調査の実施 ○受講生の満足度80%以上の確保を目指す。

評価指標	④地域の教員に対する研修を第4期中期目標期間中に10件以上提供する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○地域の教員に対する研修の制度設計
令和5 (2023)	○研修の実施2件以上（夏季1回、冬期1回）
令和6 (2024)	○研修の実施2件以上（夏季1回、冬期1回）
令和7 (2025)	○研修の実施2件以上（夏季1回、冬期1回） ○研修について検証
令和8 (2026)	○研修の実施2件以上（夏季1回、冬期1回） ○研修についての改善
令和9 (2027)	○改善に基づく研修の実施2件以上（夏季1回、冬期1回）

- 【23】 地域のモデル校としての役割を果たしていくために、学部・教職大学院等と連携して地域の教育課題の解決に向けた先導的なモデルを開発し、その成果を地域に還元するとともに、インクルーシブ教育システムに関する教育モデルを実践する。

評価指標	①地域の教育課題（インクルーシブ教育、健康教育等）の解決に向けた先導的なモデルを開発し、地域への還元を目的とした公開研究会等を第4期中期目標期間中に10件以上実施する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○研究推進部を中心に成果公表の在り方を検討し、決定する。
令和5 (2023)	○公開研究会等の実施2件以上
令和6 (2024)	○公開研究会等の実施2件以上
令和7 (2025)	○公開研究会等の実施2件以上 ○成果公表の在り方について検証
令和8 (2026)	○公開研究会等の実施2件以上 ○成果公表の在り方について改善
令和9 (2027)	○改善に基づく公開研究会等の実施2件以上

評価指標	②共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育システムに関する教育モデルを実践する場を構築する。 ・特別支援教室(*)の設置（令和7年度完成）
------	--------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室への附属学校教員の配置制度の創設 ・特別支援教室における教員へのコンサルテーションの実施（年100件以上（第4期中期目標期間中平均）） <p>*特別支援教室：特別な支援を要する児童生徒に対する通常学級における支援の在り方について、当該分野を専門とする特任教員による指導助言・相談活動を展開する組織</p>
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教室設置（以後の年度において順次整備） ○特任教員2名追加（令和3年度に1名配置済）、附属学校教員1名の配置 ○コンサルテーションの実施（年100件以上を目指す）
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ○附属学校教員2名配置 ○コンサルテーション実施（年100件以上を目指す）
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ○コンサルテーション実施（年100件以上を目指す）
令和7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教室完成（年100件以上を目指す） ○コンサルテーション実施
令和8 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教室について検証 ○コンサルテーション実施（年100件以上を目指す）
令和9 (2027)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教室の改善 ○コンサルテーション実施（中期目標期間中平均100件以上を達成する）

- 【24】 安全かつ質の高い医療を提供するとともに、地域医療機関及び地方公共団体等と連携し、地域の医療課題に積極的に取り組む。

評価指標	①インシデントレポートを活用した安全な医療体制を構築するため、医師のインシデントレポート年間報告数を第3期中期目標期間の年度平均より10%以上増加させる。（第4期中期目標期間中 毎年度）
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○インシデントの院内報告体制で定められている、「医師・歯科医師が報告する必要のあるインシデント〈10項目〉」の報告を徹底する。また、医師のインシデントレポート報告数に対するインセンティブ予算を新設し、報告を促す。（報告件数134件以上）
令和5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ○インシデントの院内報告体制で定められている、「医師・歯科医師が報告する必要のあるインシデント〈10項目〉」の報告を徹底する。また、医師のインシデントレポート報告数に対するインセンティブ予算を新設し、報告を促す。（報告件数134件以上）
令和6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> ○インシデントの院内報告体制で定められている、「医師・歯科医師が報告する必要のあるインシデント〈10項目〉」の報告を徹底する。また、医師のインシデントレポート報告数に対するインセンティブ予算を新設し、報告を促す。（報告件数134件以上）

令和7 (2025)	○インシデントの院内報告体制で定められている、「医師・歯科医師が報告する必要のあるインシデント〈10項目〉」の報告を徹底する。(報告件数134件以上)
令和8 (2026)	○インシデントの院内報告体制で定められている、「医師・歯科医師が報告する必要のあるインシデント〈10項目〉」の報告を徹底する。(報告件数134件以上)
令和9 (2027)	○インシデントの院内報告体制で定められている、「医師・歯科医師が報告する必要のあるインシデント〈10項目〉」の報告を徹底する。(報告件数134件以上)

評価指標	②地域における医療提供体制の改善に向けて、遠隔医療を行う診療分野数及び支援対象施設数を令和3年度の実績数2件(5施設)から4件(10施設)以上に拡大する。(第4期中期目標期間最終年度)
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	〈4～5年度〉 ○遠隔医療推進のためのワーキンググループにおいて、各診療分野の課題を整理・共有し、新規分野の拡大に結びつける。(4件8施設以上)
令和5 (2023)	
令和6 (2024)	〈6～9年度〉 ○次期診療報酬改定における遠隔医療の動向を踏まえ、更なる拡大を目指す。 (4件10施設以上)
令和7 (2025)	
令和8 (2026)	
令和9 (2027)	

- 【25】 医学部及び関係機関と連携し、医師をはじめとする医療人の卒前・卒後を含めた一体的な教育体制を充実させる。また、医療人の専門性・国際性を向上させるための教育・研修体制を充実させる。

評価指標	①新専門医制度における本院が関与する基本領域プログラムに属する医師数について、新専門医制度が開始となった平成30年度以降の年度平均である60名を維持する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○動画による専門研修プログラムの紹介を充実し、本院の研修の魅力をわかりやすくアピールする。また、学会等のオンライン研修会・講習会などの受講料補助や学会発表時の参加料補助など、専門医資格取得に向けたプログラム登録者への支援制度を広く周知する。(プログラム登録者60名の維持)

令和5 (2023)	○動画による専門研修プログラムの紹介を充実し、本院の研修の魅力をわかりやすくアピールする。また、学会等のオンライン研修会・講習会などの受講料補助や学会発表時の参加料補助など、専門医資格取得に向けたプログラム登録者への支援制度を広く周知する。(プログラム登録者60名の維持)
令和6 (2024)	○動画による専門研修プログラムの紹介を充実し、本院の研修の魅力をわかりやすくアピールする。また、学会等のオンライン研修会・講習会などの受講料補助や学会発表時の参加料補助など、専門医資格取得に向けたプログラム登録者への支援制度を広く周知する。(プログラム登録者60名の維持)
令和7 (2025)	○動画による専門研修プログラムの紹介を充実し、本院の研修の魅力をわかりやすくアピールする。また、学会等のオンライン研修会・講習会などの受講料補助や学会発表時の参加料補助など、専門医資格取得に向けたプログラム登録者への支援制度を広く周知する。(プログラム登録者60名の維持)
令和8 (2026)	○動画による専門研修プログラムの紹介を充実し、本院の研修の魅力をわかりやすくアピールする。また、学会等のオンライン研修会・講習会などの受講料補助や学会発表時の参加料補助など、専門医資格取得に向けたプログラム登録者への支援制度を広く周知する。(プログラム登録者60名の維持)
令和9 (2027)	○動画による専門研修プログラムの紹介を充実し、本院の研修の魅力をわかりやすくアピールする。また、学会等のオンライン研修会・講習会などの受講料補助や学会発表時の参加料補助など、専門医資格取得に向けたプログラム登録者への支援制度を広く周知する。(プログラム登録者60名の維持)

評価指標	②メディカルスタッフが専門資格を取得するための研修プログラム数を、令和3年度実績(24プログラム)と比べて、第4期中期目標期間最終年度までに20%増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○各メディカルスタッフ部門における、チーム医療に資する専門資格の調査を行い、当該専門資格の取得に必要な研修内容・行程等を検討する。
令和5 (2023)	○当該年度に研修プログラムを1つ以上増設する。(4%増)
令和6 (2024)	○当該年度に研修プログラムを1つ以上増設する。(8%増)
令和7 (2025)	○当該年度に研修プログラムを1つ以上増設する。(12%増)
令和8 (2026)	○当該年度に研修プログラムを1つ以上増設する。(16%増)
令和9 (2027)	○当該年度に研修プログラムを1つ以上増設する。(20%増)

【26】 特定機能病院として医療分野を先導するため、特定臨床研究等を推進する。

評価指標	①新規特定臨床研究等の実施件数について、第3期中期目標期間の年度平均3件から4件へ増加させる。(第4期中期目標期間中の平均)
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○他施設主幹の医師主導治験に関する業務手順書を作成し、臨床試験管理センターが企業治験のみならず、医師主導治験も支援していることを研究者に広く周知し、特定臨床研究等の実施を促す。(4件以上実施)
令和5 (2023)	○臨床研究関連の法改正ポイントをテーマに院内講習会を開催し、より特定臨床研究について研究者に理解を深めてもらい、特定臨床研究等の実施を促す。(4件以上実施)
令和6 (2024)	○特定臨床研究の審査委員会事務局業務に関わるスタッフを対象に、外部機関主催の研修会受講(年1回以上)を義務化させ、審査支援業務の効率化と質の向上を図り、研究者支援を推進する。(4件以上実施)
令和7 (2025)	○当院主幹の特定臨床研究のモニタリングを支援するスタッフを、外部機関主催のモニタリング研修会受講者に限定し、専門性の高いスタッフによるモニタリング実施体制を構築し支援する。(4件以上実施)
令和8 (2026)	○臨床試験管理センターのホームページをリニューアルし、研究者にとって有益な情報をタイムリーに入手できるよう環境整備に努め、特定臨床研究等の推進を図る。(4件以上実施)
令和9 (2027)	○現在、紙媒体で保管・管理している特定臨床研究関連文書を、電子化及びクラウドサービスを利用した保管・管理システムに移行し、研究者からの問い合わせに迅速に対応し、特定臨床研究等の支援を強化する。(4件以上実施)

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 【27】 内部統制機能の実質化を図るため、モニタリング機能及び定期的な内部統制委員会への報告体制等を整備するとともに、ガバナンス・コード適合状況等への経営協議会委員及び監事からの意見等を基に、改善、見直しを実施する。

評価指標	①モニタリング結果について内部統制委員会への報告体制を整備する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○モニタリング実施計画を調査の上、内部統制委員会への報告体制を整備する。 ○内部統制委員会においてモニタリング(日常的モニタリング、独立的評価及び必要に応じて特別モニタリング)結果を踏まえ、必要な改善策等について審議する。 ※日常的モニタリング：法人文書監査、動物実験に関する自己点検・評価等 ※独立的評価：監事が行う監査及び法人内部監査室が行う内部監査
令和5 (2023)	○内部統制委員会においてモニタリング結果を踏まえ、必要な改善策等について審議する。
令和6 (2024)	○内部統制委員会においてモニタリング結果を踏まえ、必要な改善策等について審議する。 ○モニタリング機能及び報告体制等を検証し、必要に応じて「内部統制システム

	の整備及び運用に係る推進方針」の見直しを図る。
令和7 (2025)	○内部統制委員会においてモニタリング結果を踏まえ、必要な改善策等について審議する。
令和8 (2026)	○内部統制委員会においてモニタリング結果を踏まえ、必要な改善策等について審議する。
令和9 (2027)	○内部統制委員会においてモニタリング結果を踏まえ、必要な改善策等について審議する。 ○モニタリング機能及び報告体制等を検証し、必要に応じて「内部統制システムの整備及び運用に係る推進方針」の見直しを図る。

評価指標	②ガバナンス・コードの適合状況に対する経営協議会委員及び監事の意見を踏まえた改善、見直しを行う。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○ガバナンス・コードの適合状況について、経営協議会委員及び監事の意見を踏まえ、必要な改善、見直しを行う。
令和5 (2023)	○ガバナンス・コードの適合状況について、経営協議会委員及び監事の意見を踏まえ、必要な改善、見直しを行う。
令和6 (2024)	○ガバナンス・コードの適合状況について、経営協議会委員及び監事の意見を踏まえ、必要な改善、見直しを行う。
令和7 (2025)	○ガバナンス・コードの適合状況について、経営協議会委員及び監事の意見を踏まえ、必要な改善、見直しを行う。
令和8 (2026)	○ガバナンス・コードの適合状況について、経営協議会委員及び監事の意見を踏まえ、必要な改善、見直しを行う。
令和9 (2027)	○ガバナンス・コードの適合状況について、経営協議会委員及び監事の意見を踏まえ、必要な改善、見直しを行う。

- 【28】 強靱なガバナンス体制を構築するため、学長のリーダーシップのもと学長補佐（仮称）を置き、学長の指示する重点事項を担当させるとともに、法人経営に必要な能力を備える人材を計画的に育成する。

評価指標	①学長補佐（仮称）を複数名配置する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○学長が指示する重点事項を担当する副理事及び学長特別補佐を複数名配置する。
令和5 (2023)	○学長が指示する重点事項を担当する副理事及び学長特別補佐を複数名配置する。
令和6 (2024)	○学長が指示する重点事項を担当する副理事及び学長特別補佐を複数名配置する。
令和7	○学長が指示する重点事項を担当する副理事及び学長特別補佐を複数名配置す

(2025)	る。
令和 8 (2026)	○学長が指示する重点事項を担当する副理事及び学長特別補佐を複数名配置する。
令和 9 (2027)	○学長が指示する重点事項を担当する副理事及び学長特別補佐を複数名配置する。

- 【29】 附属図書館、出版会、資料館の機能を最大限に発揮するため、多様な学修スペースの提供や教科書・教材等の刊行により、教養教育等の向上に資するとともに、学術情報・貴重資料等のデジタル化を推進し、研究成果等の集積を図りつつ、出版物の刊行や企画展示等を通して、知的諸成果を広く社会に還元する。

評価指標	①本学の主要な研究実績等の学術情報リポジトリへの登録件数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○学内紀要データの収集を行い、過去5年間分の学術論文のうち、リポジトリ登録について教員の承諾を得た論文、計315件を登録する。
令和 5 (2023)	○学内紀要データの収集を行い、前年度発表された学術論文のうち、リポジトリ登録について教員の承諾を得た論文、計315件を登録する。
令和 6 (2024)	○学内紀要データの収集を行い、前年度発表された学術論文のうち、リポジトリ登録について教員の承諾を得た論文、計315件を登録する。
令和 7 (2025)	○学内紀要データの収集を行い、前年度発表された学術論文のうち、リポジトリ登録について教員の承諾を得た論文、計315件を登録する。
令和 8 (2026)	○学内紀要データの収集を行い、前年度発表された学術論文のうち、リポジトリ登録について教員の承諾を得た論文、計315件を登録する。
令和 9 (2027)	○学内紀要データの収集を行い、前年度発表された学術論文のうち、リポジトリ登録について教員の承諾を得た論文、計315件を登録する。

評価指標	②貴重な歴史資料等のデジタル化の件数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○資料に精通した学内外の研究者と検討し、官立弘前高等学校資料（開校式記録ほか1点）2点をデジタル化する。
令和 5 (2023)	○資料に精通した学内外の研究者と検討し、官立弘前高等学校資料（本省令達書類ほか1点）2点をデジタル化する。
令和 6 (2024)	○資料に精通した学内外の研究者と検討し、官立弘前高等学校資料（弘前高等学校校舎図面関係資料ほか1点）2点をデジタル化する。
令和 7 (2025)	○資料に精通した学内外の研究者と検討し、貴重資料2点をデジタル化する。
令和 8	○資料に精通した学内外の研究者と検討し、貴重資料2点をデジタル化する。

(2026)	
令和9 (2027)	○資料に精通した学内外の研究者と検討し、貴重資料2点をデジタル化する。

評価指標	③地域文化の振興や地域の課題解決等を目的とした出版物の刊行数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○出版企画のうち、地域関連書籍を積極的に採択し制作を進め、地域関連書籍を2冊以上刊行する。
令和5 (2023)	○出版企画のうち、地域関連書籍を積極的に採択し制作を進め、地域関連書籍を2冊以上刊行する。
令和6 (2024)	○出版企画のうち、地域関連書籍を積極的に採択し、WGの方針に沿って、自主企画の制作も進め、地域関連書籍を3冊以上（自主企画1点を含む）刊行する。
令和7 (2025)	○出版企画のうち、地域関連書籍を積極的に採択し制作を進め、地域関連書籍を3冊以上刊行する。
令和8 (2026)	○出版企画のうち、地域関連書籍を積極的に採択し制作を進め、地域関連書籍を2冊以上刊行する。
令和9 (2027)	○出版企画のうち、地域関連書籍を積極的に採択し制作を進め、地域関連書籍を2冊以上刊行する。

評価指標	④資料館の企画展等の開催件数を第3期中期目標期間より10%以上増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○兼任担当教員会議で検討し、企画展を3回以上開催する。
令和5 (2023)	○兼任担当教員会議で検討し、企画展を3回以上開催する。
令和6 (2024)	○兼任担当教員会議で検討し、企画展を4回以上開催する。
令和7 (2025)	○兼任担当教員会議で検討し、企画展を4回以上開催する。
令和8 (2026)	○兼任担当教員会議で検討し、企画展を4回以上開催する。
令和9 (2027)	○兼任担当教員会議で検討し、企画展を4回以上開催する。

【30】 研究設備の高度化、研究環境の向上、共用化を図るため、全学的な共用機器支援事業等により機器のアップグレード・リニューアル等を推進するなど、共用機器の拡充に取り組む。

評価指標	①共用機器支援事業等により整備された機器数を、令和9年度までに10台以上とする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○【研究推進課】共用機器支援事業等による整備2台以上《累計2台》
令和5 (2023)	○共用機器支援事業等による整備2台以上《累計4台》
令和6 (2024)	○共用機器支援事業等による整備2台以上《累計6台》
令和7 (2025)	○共用機器支援事業等による整備2台以上《累計8台》
令和8 (2026)	○共用機器支援事業等による整備2台以上《累計10台》
令和9 (2027)	○共用機器支援事業等による整備2台以上《累計12台》

- 【31】 超高齢社会を踏まえた医療環境の変化に対応し得る病棟整備計画を遂行するため、整備中の第Ⅰ期病棟を竣工させる。さらに、第Ⅱ期病棟の整備計画を推進する。

評価指標	①本町団地施設整備計画に基づく計画の遂行（計画は下記のとおり） 令和5年度 第Ⅰ期病棟への移転及び運用開始 令和6～8年度 旧第一病棟改修（臨床研究棟として利用） 令和9年度～ 臨床研究棟取り壊し 第Ⅱ期病棟整備開始
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○年度末までに新病棟（Ⅰ期）を竣工させる。
令和5 (2023)	○必要機器を整備し新病棟（Ⅰ期）を稼働させる。
令和6 (2024)	○第一病棟を臨床研究棟へ転用するための改修工事に着手する。
令和7 (2025)	○旧第一病棟改修工事を進展させる。
令和8 (2026)	○旧第一病棟改修工事を完了し、臨床研究棟取壊しに着手する。
令和9 (2027)	○新病棟（Ⅱ期）新営工事に着手する。

- 【32】 保有する土地・建物の有効活用の推進策を策定し、資産の効率的・効果的な運用を行うとともに、施設トリアージを進め、施設の総量の最適化と重点的な整備及び長寿命化に資する整備を計画的に実施する。

評価指標	①令和8年度から5か年の「弘前大学施設整備計画」を策定する（令和7年度）。※「弘前大学施設整備計画（令和3～7年度）」は令和2年度に策定済み。 また、策定済みの「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し（2回/年）、屋外環境（通路、植栽、排水路等）改善計画を策定する（毎年度）。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○現計画の老朽建物改善の進捗状況を団地ごとに配置図等に整理・分析する。 ○「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し、屋外環境改善計画を策定する。
令和5 (2023)	○老朽建物の改善状況を踏まえた、次期計画の整備方針案を策定する。 ○「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し、屋外環境改善計画を策定する。
令和6 (2024)	○整備方針を踏まえた施設整備計画案を作成し、施設キャラバンにより学内合意形成を図る。 ○「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し、屋外環境改善計画を策定する。
令和7 (2025)	○「弘前大学施設整備計画（令和8～12年度）」を策定する。 ○「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し、屋外環境改善計画を策定する。
令和8 (2026)	○「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し、屋外環境改善計画を策定する。
令和9 (2027)	○「弘前大学屋外環境管理アクションプラン」に基づく点検を実施し、屋外環境改善計画を策定する。

評価指標	②全学的な施設に係るニーズの把握による「施設キャラバン(*)報告」を作成し（毎年度）、報告に基づいた施設整備重点事業計画を策定する（3事業/毎年度）。 *施設キャラバン:施設環境部が、全部局等を対象として、現地調査等を通して施設設備の現状と課題、ニーズを詳細に把握することを目的として実施する、現場を重視したヒアリング
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○施設キャラバン報告を作成するとともに施設整備重点事業計画3事業を策定する。
令和5 (2023)	○施設キャラバン報告を作成するとともに施設整備重点事業計画3事業を策定する。
令和6	○施設キャラバン報告を作成するとともに施設整備重点事業計画3事業を策定

(2024)	する。
令和7 (2025)	○施設キャラバン報告を作成するとともに施設整備重点事業計画3事業を策定する。
令和8 (2026)	○施設キャラバン報告を作成するとともに施設整備重点事業計画3事業を策定する。
令和9 (2027)	○施設キャラバン報告を作成するとともに施設整備重点事業計画3事業を策定する。

評価指標	③インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の対象施設を長寿命化する整備を行い、令和3年度に比べて、要整備件数を減少させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○改修整備によりインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の要整備建物件数を4件減少させる。
令和5 (2023)	○改修整備によりインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の要整備建物件数を2件減少させる。
令和6 (2024)	○改修整備によりインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の要整備建物件数を減少させる。
令和7 (2025)	○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しを行うとともに、改修整備により要整備建物件数を減少させる。
令和8 (2026)	○見直しを行ったインフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、改修整備により要整備建物件数を減少させる。
令和9 (2027)	○インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の要整備建物件数を減少させる。

評価指標	④建物ごとの老朽状況等を反映した施設保全カルテ（全148棟分）を更新し（25棟/年）、カルテを基にした修繕等により、令和3年度に比べて、カルテ内容を数値化した評価（25棟/年の合計点数）を改善する（毎年度）。また、ハザードマップの更新（毎年度）による「重大な要是正箇所」を改善する（毎年度）。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○施設保全カルテ25棟を更新し評価を改善する。 ○ハザードマップを更新し重大な要是正箇所を改善する。
令和5 (2023)	○施設保全カルテ25棟を更新し評価を改善する。 ○ハザードマップを更新し重大な要是正箇所を改善する。
令和6 (2024)	○施設保全カルテ25棟を更新し評価を改善する。 ○ハザードマップを更新し重大な要是正箇所を改善する。
令和7 (2025)	○施設保全カルテ25棟を更新し評価を改善する。 ○ハザードマップを更新し重大な要是正箇所を改善する。
令和8	○施設保全カルテ25棟を更新し評価を改善する。

(2026)	○ハザードマップを更新し重大な要是正箇所を改善する。
令和9 (2027)	○施設保全カルテ23棟を更新し評価を改善する。 ○ハザードマップを更新し重大な要是正箇所を改善する。

- 【33】 研究生産性を向上させる研究環境の実現に向けて、オープンラボや共用機器等のスペースを創出する。

評価指標	①保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を、令和3年度末と比べて、第4期中期目標期間中に1.5倍にする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を1,430㎡とする。
令和5 (2023)	○保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を1,540㎡とする。
令和6 (2024)	○保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を1,650㎡とする。
令和7 (2025)	○保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を1,760㎡とする。
令和8 (2026)	○保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を1,870㎡とする。
令和9 (2027)	○保有するオープンラボ等の共同利用スペースの総面積を1,980㎡とする。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 【34】 安全性に配慮しつつ収益性の高い金融商品を購入し、積極的な資金運用を行う。また、多様なステークホルダーを意識した取組の強化や専任職員を中心とした戦略的・計画的な募金活動を展開する。

評価指標	①第4期中期目標期間中の平均の運用収益を、20年国債の運用利回り以上に する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○令和4年度の運用収益を、20年国債の運用利回り以上とする。
令和5 (2023)	○令和4年度から令和5年度までの平均運用収益を、20年国債の運用利回り以上とする。
令和6 (2024)	○令和4年度から令和6年度までの平均運用収益を、20年国債の運用利回り以上とする。
令和7	○令和4年度から令和7年度までの平均運用収益を、20年国債の運用利回り以上とする。

(2025)	上とする。
令和 8 (2026)	○令和 4 年度から令和 8 年度までの平均運用収益を、20年国債の運用利回り以上とする。
令和 9 (2027)	○令和 4 年度から令和 9 年度までの平均運用収益を、20年国債の運用利回り以上とする。

評価指標	②大学基金のうち、周年事業などの臨時的寄附金を除く経常的寄附金の第 4 期中期目標期間の平均受入額を、平成28年度から令和 2 年度までの平均受入額より20%増加させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○令和 4 年度の経常的寄附金の受入額を、平成28年度から令和 2 年度までの平均受入額より20%増加させる。
令和 5 (2023)	○令和 4 年度から令和 5 年度までの経常的寄附金の平均受入額を、平成28年度から令和 2 年度までの平均受入額より20%増加させる。
令和 6 (2024)	○令和 4 年度から令和 6 年度までの経常的寄附金の平均受入額を、平成28年度から令和 2 年度までの平均受入額より20%増加させる。
令和 7 (2025)	○令和 4 年度から令和 7 年度までの経常的寄附金の平均受入額を、平成28年度から令和 2 年度までの平均受入額より20%増加させる。
令和 8 (2026)	○令和 4 年度から令和 8 年度までの経常的寄附金の平均受入額を、平成28年度から令和 2 年度までの平均受入額より20%増加させる。
令和 9 (2027)	○令和 4 年度から令和 9 年度までの経常的寄附金の平均受入額を、平成28年度から令和 2 年度までの平均受入額より20%増加させる。

- 【35】 学長のリーダーシップによる戦略的な施策に重点配分するために、全学的な視点に立った学内資源の再配分を行う。

評価指標	①学内予算総額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、第 4 期中期目標期間の平均で12%以上にする。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和 4 (2022)	○令和 4 年度の学内予算累計額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、12%以上にする。
令和 5 (2023)	○令和 4 年度から令和 5 年度までの学内予算累計額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、平均で12%以上にする。
令和 6 (2024)	○令和 4 年度から令和 6 年度までの学内予算累計額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、平均で12%以上にする。
令和 7 (2025)	○令和 4 年度から令和 7 年度までの学内予算累計額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、平均で12%以上にする。
令和 8 (2026)	○令和 4 年度から令和 8 年度までの学内予算累計額（外部資金等を除く）に占める戦略的な経費の割合を、平均で12%以上にする。

令和9 (2027)	○令和4年度から令和9年度までの学内予算累計額(外部資金等を除く)に占める戦略的な経費の割合を、平均で12%以上にする。
---------------	--------------------------------------------------------------

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【36】 教育研究の質の向上及び組織の活性化を図るため、教員業績評価及び組織評価を実施するとともに、自己点検・評価の実施及び第三者評価の受審を定期的に行い、それらの結果を公表する。また、学長の意思決定を支える「大学運営IR体制」を構築し、評価結果や学内外のデータを基にエビデンスベースの大学運営を進める。

評価指標	①教員業績評価及び組織評価を実施し、それぞれ、教員の処遇及び教育研究組織への予算配分に反映させる。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○教員業績評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に教員の処遇に反映させる。 ○組織評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に組織活動を評価し評価結果を踏まえた予算配分を行う。
令和5 (2023)	○教員業績評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に教員の処遇に反映させる。 ○組織評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に組織活動を評価し評価結果を踏まえた予算配分を行う。
令和6 (2024)	○教員業績評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に教員の処遇に反映させる。 ○組織評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に組織活動を評価し評価結果を踏まえた予算配分を行う。
令和7 (2025)	○教員業績評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に教員の処遇に反映させる。 ○組織評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に組織活動を評価し評価結果を踏まえた予算配分を行う。
令和8 (2026)	○教員業績評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に教員の処遇に反映させる。 ○組織評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に組織活動を評価し評価結果を踏まえた予算配分を行う。
令和9 (2027)	○教員業績評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に教員の処遇に反映させる。 ○組織評価を実施するとともに評価項目を見直し、適正に組織活動を評価し評価結果を踏まえた予算配分を行う。
評価指標	②自己点検・評価の実施及び第三者評価の受審を行い、評価結果及び評価結果に基づく改善点を公表する。

年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○第4期中期目標・中期計画に係る自己点検評価を実施し、中期計画及び指標の進捗を管理する。 ○内部質保証に係る自己点検評価を行い、水準の維持を図るとともに、評価結果及び改善点等を公表する。
令和5 (2023)	○第4期中期目標・中期計画に係る自己点検評価を実施し、中期計画及び指標の進捗を管理する。 ○内部質保証に係る自己点検評価を行い、水準の維持を図るとともに、評価結果及び改善点等を公表する。
令和6 (2024)	○第4期中期目標・中期計画に係る自己点検評価を実施し、中期計画及び指標の進捗を管理する。 ○内部質保証に係る自己点検評価を行い、水準の維持を図るとともに、評価結果及び改善点等を公表する。
令和7 (2025)	○大学機関別認証評価（第三者評価）を受審し認証を受ける。 ○第4期中期目標・中期計画に係る自己点検評価を実施し、中期計画及び指標の進捗を管理する。 ○内部質保証に係る自己点検評価を行い、水準の維持を図るとともに、評価結果及び改善点等を公表する。
令和8 (2026)	○大学機関別認証評価の評価結果を公表するとともに、改善点を公表する。 ○第4期中期目標・中期計画に係る自己点検評価を実施し、中期計画及び指標の進捗を管理する。 ○内部質保証に係る自己点検評価を行い、水準の維持を図るとともに、評価結果及び改善点等を公表する。
令和9 (2027)	○第4期中期目標・中期計画に係る自己点検評価を実施し、中期計画及び指標の進捗を管理する。 ○内部質保証に係る自己点検評価を行い、水準の維持を図るとともに、評価結果及び改善点等を公表する。

評価指標	③学長及び全理事等を構成員とする「学長戦略会議」を設置し、法人運営上の諸課題についてデータに基づき提案する。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○「戦略検討会」の後継組織となる「学長戦略会議（仮称）」を設置する。 ○役員から要請があった諸課題について方向性を検討し、「学長戦略会議（仮称）」に提案する。
令和5 (2023)	○役員から要請があった諸課題について方向性を検討し、「学長戦略会議」に提案する。
令和6 (2024)	○役員から要請があった諸課題について方向性を検討し、「学長戦略会議」に提案する。 ○「学長戦略会議」へ提案し、実施した事案について成果等を検証する。
令和7 (2025)	○役員から要請があった諸課題について方向性を検討し、「学長戦略会議」に提案する。

令和8 (2026)	○役員から要請があった諸課題について方向性を検討し、「学長戦略会議」に提案する。
令和9 (2027)	○役員から要請があった諸課題について方向性を検討し、「学長戦略会議」に提案する。 ○「学長戦略会議」へ提案し、実施した事案について成果等を検証する。

- 【37】 ステークホルダーに対して、ウェブサイト、広報誌、SNS等を利用して、本学の活動状況や成果を分かりやすく積極的に発信し、本学に対する理解を獲得するとともに、大学ブランドの定着を推進する。

評価指標	①ステークホルダーを対象としたアンケート調査等による本学の情報発信についての満足度の把握とその向上（令和4年度から調査等を実施）
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○ステークホルダーにアンケート調査を実施し、本学の印象や意見等を聴取する。 ○アンケート結果等をもとに、満足度を把握して、次年度の情報発信に活用する。
令和5 (2023)	○前年度のアンケート結果等を踏まえて、本学の情報発信の向上に努めるとともに、引き続き、ステークホルダーにアンケート調査を実施し、本学の印象や意見等を聴取する。 ○アンケート結果等をもとに、満足度を把握して、次年度の情報発信に活用する。
令和6 (2024)	○前年度のアンケート結果等を踏まえて、本学の情報発信の向上に努めるとともに、引き続き、ステークホルダーにアンケート調査を実施し、本学の印象や意見等を聴取する。 ○アンケート結果等をもとに、満足度を把握して、次年度の情報発信に活用する。
令和7 (2025)	○前年度のアンケート結果等を踏まえて、本学の情報発信の向上に努めるとともに、引き続き、ステークホルダーにアンケート調査を実施し、本学の印象や意見等を聴取する。 ○アンケート結果等をもとに、満足度を把握して、次年度の情報発信に活用する。
令和8 (2026)	○前年度のアンケート結果等を踏まえて、本学の情報発信の向上に努めるとともに、引き続き、ステークホルダーにアンケート調査を実施し、本学の印象や意見等を聴取する。 ○アンケート結果等をもとに、満足度を把握して、次年度の情報発信に活用する。
令和9 (2027)	○前年度のアンケート結果等を踏まえて、本学の情報発信の向上に努めるとともに、引き続き、ステークホルダーにアンケート調査を実施し、本学の印象や意見等を聴取する。 ○アンケート結果等をもとに、満足度を把握して、次年度の情報発信に活用する。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 【38】 効率的・効果的な業務運営に向けたデジタル化を推進するため、全学的な業務運営体制を強化し、実施計画を策定の上、生産性の高いオンライン業務環境を構築・拡大する。また、全学的にセキュリティ対策を強化した高機能な情報システムを導入し、安全・安心な情報環

境を整備する。

評価指標	①令和4年度に「弘前大学デジタル化推進実施計画」を策定し、ペーパーレス化に向けて、令和6年度までに電子決裁システムを全学導入するとともに、情報セキュリティを確保したテレワーク環境を整備する。令和7年度以降、オンライン業務環境の評価・改善を行う。
年度	目標達成のための数値目標等と措置
令和4 (2022)	○デジタル化の業務運営体制の充実・強化策を検討し、弘前大学デジタル化推進実施計画（仮称）を策定する。 ○電子決裁システムの運用環境を整備し、順次導入を開始する。 ○テレワーク設備の導入調査を行い、仕様を検討する。 ○数理・データサイエンス教育等のための教育DX高速データ処理システムを調達する。
令和5 (2023)	○電子決裁システムの運用を全学に拡大する。 ○セキュリティを確保したテレワーク設備を調達する。 ○数理・データサイエンス教育等のための教育DX高速データ処理システムの運用を開始する。
令和6 (2024)	○テレワーク設備の運用を開始する。 ○次期情報基盤システム及び学内LAN設備の導入調査を行い、更新基本計画を策定する。 ○電子決裁システム等のオンライン業務環境の評価を行い、利便性等の改善を行う。
令和7 (2025)	○電子決裁システム、テレワーク設備等のオンライン業務環境の評価を行い、利便性等の改善を行う。 ○次期情報基盤システム及び学内LAM設備の仕様を検討し、調達を開始する。
令和8 (2026)	○電子決裁システム、テレワーク設備等のオンライン業務環境の評価を行い、利便性等の改善を行う。 ○次期情報基盤システム等を調達して更新する。
令和9 (2027)	○電子決裁システム、テレワーク設備等のオンライン業務環境の評価を行い、利便性等の改善を行う。 ○次期情報基盤システム等の運用を開始する。